

基発0930第6号
職発0930第6号
平成21年9月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省

労働基準局長

職業安定局長

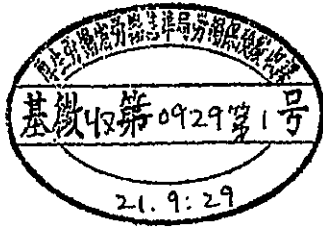
(公印省略)

国土交通省における自動車運送事業者の労働保険の
未加入対策の強化に係る協力について

標記について、今般、国土交通省自動車交通局長から、別添のとおり、自動車運送事業者の労働保険の未加入対策に係る協力依頼があり、当方としても協力を行うこととしたので通知する。

については、貴職におかれては、管轄の地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長含む。）又は運輸支局長（兵庫陸運部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。）と一層の連携を図り、自動車運送事業者について、加入促進が適正に図られるよう、特段の配意をお願いします。

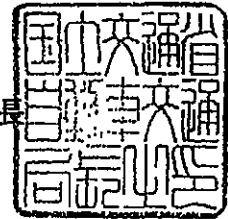
なお、本取扱いは、平成21年10月1日から行うこととしており、その具体的取扱いについては、別途通知する。



国自安第82号の2
国自旅第143号の2
国自貨第88号の2
平成21年9月29日

厚生労働省労働基準局長 殿

国土交通省自動車交通局長



自動車運送事業者の労働保険の未加入対策の強化について

国土交通省においては、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業活動が適正になされるよう、監査等を通じて、道路運送法又は貨物自動車運送事業法はもとより関係法令の遵守等についても指導を行っているところであります。

特に、労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「労働保険」という。）への適正な加入が認められない事業者については、関係行政庁との連携を図りつつ、適正な加入のための指導等を行うことが必要であることから、貴省と当省における確認の下、通報制度については「旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成18年2月13日付け国自旅第236号）に基づき、また、行政処分等の実施については「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」

（平成20年3月31日付け国自貨第225号）及び「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成19年11月20日付け国自旅第208号。最終改正平成21年9月29日。）記Ⅲ-3並びに「一般乗用旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成20年9月26日付け国自旅第225号の3）に基づき運用してきたところであります。

こうした中、昨年12月の交通政策審議会答申「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」により、悪質事業者等への対策として、「行政による事後チェックの強化が不可欠であり、具体的には、厚生労働省等関係省庁間の一層の連携に努めるべきこと、また、労働関係法令違反（最低賃金法違反、社会保険等未加入など）に対する処分の強化等、より効果的な処分の実施が必要である」との提言がなされたところであり、また、本年3月にとりまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」においても、自動車運送事業全般に対しても同様の提言がなされたところであります。

国土交通省においては、こうした状況を踏まえ、悪質事業者に対する指導監督を強化することにより、自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため、社会保険等の未加入対策を強化し、これまでの貨物自動車運送事業における対策に加え、旅客自動車運送事業においても、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）に基づく事業の許可に際し、社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては、運送法第40条に基づき、行政処分等を実施することとしたところであります。

つきましては、自動車運送事業者に対する行政処分等を実施するに当たり、貴省との連携をより強化することが必要であると考えられることから、今後は下記により対応することとしたいと考えておりますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願い致します。

なお、本制度の実施日以降は、「貨物自動車運送事業者の社会保険の未加入対策の強化について」（平成20年3月31日付け国自貨第227号）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者の社会保険の未加入対策の強化について」（平成20年9月26日付け国自旅第225号の2）によりご依頼した措置にかかわらず、本通知に基づいて対応されますよう、お願いいたします。

記

1. 国土交通省の地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）又は運輸支局長（兵庫陸運部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。）において、監査等により事業者の労働保険への適正な加入を認めることができない場合には、別紙により、関係都道府県労働局長に対して未加入状況を照会させていただきます。

照会を受けた関係都道府県労働局長においては、当該事業者の労働保険の未加入状況等を調査のうえ、当該事案を管轄する地方運輸局長又は運輸支局長に対し、その内容についてご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2. 本制度は、平成21年10月1日以降実施する。

別紙

自動車運送事業従事者の労働保険の未加入状況等の照会について

平成 第 年 月 号
〇〇労働局長 殿
国土交通省〇〇運輸局長
(〇〇運輸支局長)

標記の件について、下記のとおり確認しましたので、照会します。
なお、責局については、本紙により回答願います。

記

(事業の種別：〇〇自動車運送事業)

事業者名	(営業所)	代表者名	
所在地		電話番号	
労働者数	常勤労働者 名、常勤労働者以外の労働者 名		
保険の種類	加入状況		
労災保険	加入の有無： 有 ・ 無		
雇用保険	・加入済み	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()	
	・未加入	(未加入の理由)	
連絡先	担当所属： 担当者：	電話番号：	
確認日	年 月 日		
特記事項	事業開始年月日 年 月 日		

労働保険の未加入状況について (回答)

平成 第 年 月 号
国土交通省〇〇運輸局長
(〇〇運輸支局長) あて
〇〇労働局長

本照会について、下記のとおり回答します。

記

1. 確認日：平成 年 月 日
2. 確認結果： 労災保険 (加入有・加入無)、
雇用保険 (加入済み・一部未加入・全部未加入)
3. 特記事項：

※2. については該当する項目に〇印